

47FA向け個別補助金(技術担当者専任化)交付要項

2019年10月10日

Japan Football Association



1-1. 趣旨および補助金交付の目的

趣旨

- 本要項は、各都道府県サッカー協会(以下、47FA)における、指導者養成事業やトレセン活動等の育成事業に「専任」で携わる人材を配置し、指導者の質及び量とトレーニング環境を向上させることを目的とした補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

補助金交付の経緯・目的

- これまで、47FAの法人化、施設整備の推進、基盤強化(事務局員の専従化)を進めてきた。今般、技術領域において担当者専任化を計画するもの。
- 「日本代表チームは、世界でトップ10のチームとなる」というJFAの約束を目標年である2015年において達成することができなかった。この目標を達成するために、代表チームの強化だけでなく、選手の日常のトレーニング環境を改善する必要がある。47FAにおける、指導者養成事業やトレセン活動等の育成事業に「専任」で携わる人材を配置し、質の高い育成事業を数多く展開することで、指導者の質及び量とトレーニング環境を向上させることを目的に補助金を交付する。

1-2. 補助金額

補助金額

- 意向調査において、技術担当者を配置する申請のあった各FAと、候補者の人選・役割等について協議を行ったうえで合意された内容に対し、年間500万円/1FAを上限額として交付する。
- 各FAとJFAにおいて合意した「専任者が担う役割」、「報酬額」、「補助金額」について最終的にJFA技術委員会にて決定する。

補助対象

- 公益目的事業（強化・育成・普及等の技術関連事業）を実施するためのスタッフの「報酬・給与」のみを対象とし、47FA自身においても「管理費」ではなく「事業費」として取り扱っていることが条件となる。

1-3. 対象期間および交付要件 (1/2)

補助対象期間

- 期間は、47FAの当該年度の活動として実施されるものを対象とする。

「専任化」の定義

- 契約期間中は対象業務の履行に専念するものとし、副業・兼業を行う場合は事前に各FA及びJFAの承認を必要とする。

技術担当者の役割

- 強化・育成・指導者養成 …… 日常のサッカー環境の改善
 - 普及 …… 誰もが・いつでも・どこでも
 - 業務効率最大化 …… ボランティアの力を結集し、大きな力に
- 以下役割を原則として、具体的な役割は各FAと協議のうえ決定する。

<原則的な役割>

(1) 技術委員長への提案・サポート

(2) トレセンコーチ、インストラクターへの指導

(3) B・C・D級コーチライセンス講習、リフレッシュ研修の講師

(4) 登録指導者からの相談窓口、登録チーム巡回

(5) 差別・暴力・暴言根絶の取り組み

(6) 学校部活動支援（合同チームの指導、教員向け研修等）

(7) JFA技術委員会/トレセンコーチ/JFA技術部との窓口

1-3. 対象期間および交付要件 (2/2)

交付要件	候補者 選定 基準 (案)	フット ボール	<ul style="list-style-type: none">● S級コーチライセンス保持者が望ましい (A級以上のライセンス保持者であること)● 現場での指導力を備えていること (育成のスペシャリスト、特に4種・3種での指導ができる)● 指導者養成インストラクターとしての素養を備えていること
		その他	<ul style="list-style-type: none">● 地域と選手への愛情と情熱があること● JFA・FA双方から推薦を受けられること● マネジメント能力があること● 年齢は、原則40歳以上であること● 基本的な事務能力があること● JFAが指定(実施)する研修会に全日程参加できること